

財政改善で健全な段階を維持

財政課
☎24-8803

市民のみなさんから納めていただいた税金がどのように使われ、財政状況がどうなっているのかをお知らせします。

歳入歳出決算

平成21年度一般会計の歳入は、前年と比べ62億6607万円増の441億9630万円でした。臨時交付金などの国からの歳入が24億2742万円の増、安全安心のまちづくりの合併特例債を活用したため市債(借入金)が45億9420万円の増になりました。また、ナイターレース開催な

ど経営改善に取り組んでいる競艇事業から繰入金2億円(20年度は1億円)が確保できました。しかし、景気の低迷で市税収入は6億4454万円減りました。一方、歳出は前年度と比べ65億53万円増の431億2291万91万円でした。健全な財政運営に向け、事業の見直しや改善を進めています。社会保障費の増加や大型建設事業が集中し

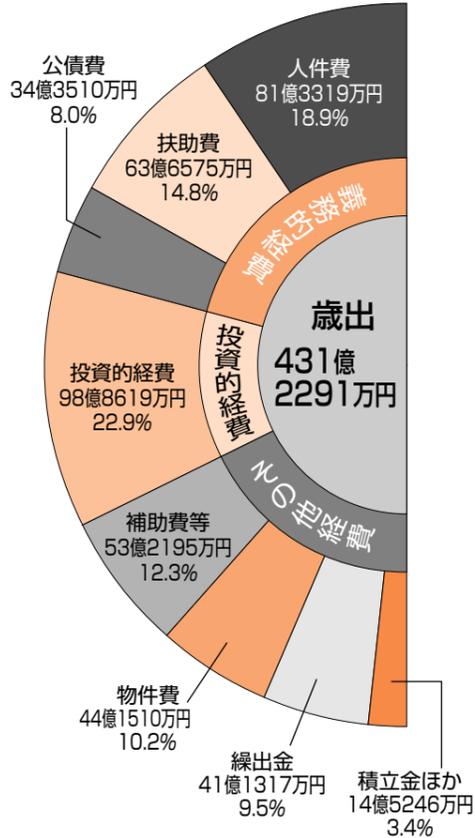
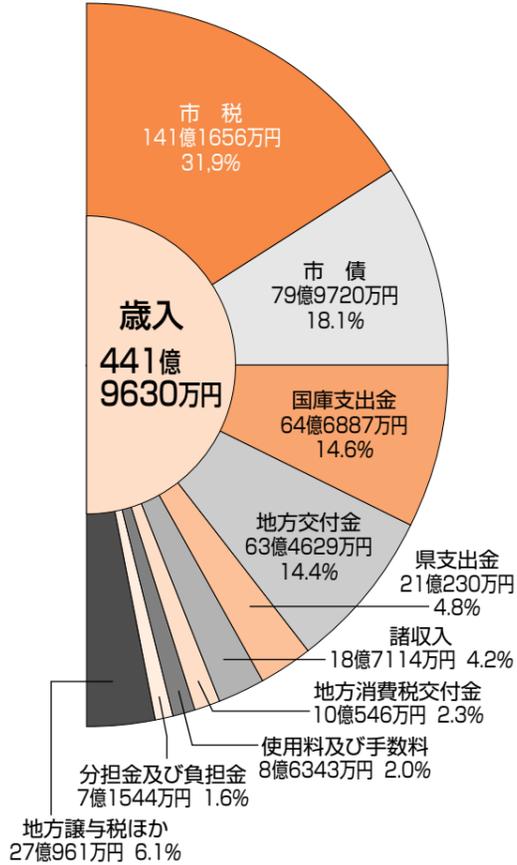
たことが主な要因です。

性質別の決算状況

● **人件費** 定年退職などで職員数が減り、前年度と比べ12億740万円減
● **扶助費** 高齢化の進展や生活保護対象者の増加で、前年度と比べ4億1113万円増
● **投資的経費** 小中学校トイレの洋式化や公共施設の耐震化、高潮対策や主要幹線道路の整備などで、前年度と比べ51億9368万円増

市債(借入金)の状況

合併特例債を活用し、新消防庁舎施設整備や新学校給食センター新築整備など大型事業を行い、一般会計の市債が前年度と比べ50億6034万円増えました。合併特例債は元利償還金(借入金返済)の7割、臨時財政対策債は全額が地方交付税措置されます。



●特別会計 (単位:円)

会計名	歳入総額	歳出総額	差引額
国民健康保険特別会計	110億1474万	114億4673万	▲4億3199万
国民健康保険診療所特別会計	1億803万	1億803万	0
公共下水道特別会計	30億9622万	30億7854万	1768万
農業集落排水特別会計	1億1915万	1億1888万	27万
駐車場特別会計	1億6594万	1億6594万	0
老人保健特別会計	1647万	1647万	0
後期高齢者医療特別会計	11億646万	11億360万	286万
介護保険特別会計	60億9086万	60億6706万	2380万
介護保険サービス特別会計	7880万	7880万	0
養護老人ホーム特別会計	1億4086万	1億4086万	0

●市有財産などの現況 (平成21年度末現在)

種別	保有量
土地 (うち共有林)	6,544,164㎡ (1,030,444㎡)
建物	466,013㎡
出資による権利	13億2183万円
債権	6億7180万円
基金	87億3300万円
有価証券	2億4026万円

※土地・建物には、市庁舎、消防施設、学校、幼稚園、公営住宅、保育所、山林などが含まれています。



●基金の状況 (貯金にあたるお金)

市民1人当たり **79,042円**

(平成22年4月1日現在の人口110,486人で計算)



中央学校給食センター

●市債の現況 (平成21年度末現在)

①一般会計 (単位:円)

区分	償還残高
土木債	68億7638万
教育債	73億8123万
総務債	27億5599万
衛生債	13億2918万
民生債	6億5099万
消防債	34億4412万
農林水産業債	6億6409万
減収補てん債	1億7800万
減税補てん債	21億3837万
臨時税収補てん債	3億72万
臨時財政対策債	102億7471万
災害復旧債	1億33万
合計	360億9411万

②特別会計 (単位:円)

区分	償還残高
公共下水道事業債	155億9131万
農業集落排水事業債	13億3354万
駐車場整備事業債	1億463万
国民健康保険診療所事業債	4452万
合計	170億7400万

③企業会計 (単位:円)

区分	償還残高
水道事業債	89億9049万
競艇事業債	28億8028万
合計	118億7077万

■健全化判断比率

健全化判断比率	丸亀市	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	赤字なし	12.19%	20%
連結実質赤字比率	赤字なし	17.19%	40%
実質公債費比率	10.9%	25%	35%
将来負担比率	84.7%	350%	

〈4指標〉

① **実質赤字比率** 一般会計などの赤字の程度
② **連結実質赤字比率** 市のすべての会計の収支を合わせた地方公共団体としての赤字の程度
③ **実質公債費比率** 市債やそれに準じる負担が、市税などの標準的な収入に占める割合
④ **将来負担比率** 一般会計などが将来に負う実質的な負担の程度

すべての指標の基準をクリア

財政健全化法で地方公共団体の財政の健全性を示す指標として、健全化判断比率と公営企業会計を対象とした資金不足比率の公表が義務付けられています。健全化判断比率の4指標のうち、いずれか1つでも早期健全化基準以上となった場合には「財政健全化計画」を、資金不足比率が経営健全化基準以上となった場合には「経営健全化計画」を策定しなければなりません。

平成21年度決算に基づく市の健全化判断比率は、すべての指標で基準を大きく下回っています。左表参照。また、資金不足比率は競艇事業や水道事業など4つの公営企業会計すべてで黒字となっており、市の財政状況は良好な状態にあるといえます。しかし、今後も引き続き厳しい財源確保が予想されるため、より一層、財政の健全化に努める必要があります。